

新型コロナウイルス感染症に係る保育園等の臨時休園に対する考え方

令和2年2月27日現在
福祉部こども室子育て支援課

★ 感染者がいない場合

➡ 原則、開所する

保護者が家庭で保育できる場合は、家庭保育への協力依頼をする

I 保育園等（*）において子ども・職員等の感染が確認された場合の対応

(*）保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設

(1)市町村内の一つの園で感染が確認された

➡ 当該園の臨時休園要請

(2)市町村内の複数園で感染者が確認された

➡ 感染者が確認された市町村内の全園臨時休園要請

※当該市区町村内在住で当該市区町村外へ登園・通勤する子ども・職員は、登園・通勤を控える。

(3)市町村外の園で感染者が確認された

➡ 感染者がいない市町村では休園要請はしない

※ただし、感染者の行動履歴や、個別の状況に応じて、休業要請することもある。

※当該市区町村外在住で当該市区町村内へ登園・通勤する子ども・職員は、登園・通勤を控える。

II 子ども・職員が濃厚接触者※に特定された場合の対応

※必要な感染予防策なしで感染者等と接触したり、対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、感染者と接触した方等で、保健所により特定された者

市町村内の園で濃厚接触者が確認された

➡ 2週間の登園を避けるよう要請

※ただし、感染者の行動履歴や、個別の状況に応じて、休業要請することもある。